

# 「東京都離島住民航空割引カード」 発行業務について

令和元年7月13日から7月20日の間、役場臨時庁舎1階窓口にて、「東京都離島住民航空割引カード」の発行業務を、受付時間を延長して行います。

※この間の土・日・祭日も行いますのでご利用ください。  
詳細は、以下のとおりです。

- カード発行業務場所  
役場臨時庁舎1階窓口

**次のページへ**

## ○カード発行業務期間

令和元年7月13日(土)～7月20日(土)まで  
(土日祭日も含む)

## ○カード発行業務時間

午前8時30分～午後7時30分まで

## ○申請に必要なもの

- ・証明写真(縦30mm、横24mmで、半年以内に撮影した顔写真)
- ・本人確認書類(免許証・マイナンバーカード・パスポートなど顔写真付のもの、顔写真の無いものは、健康保険証・年金証書・介護保険者証等2点が必要です。)

**次のページへ**

※申請内容を確認後、その場で航空割引カードを作成してお渡しします。なお、同一世帯員以外の代理申請は、委任状等が必要となります。(後日郵送)

《問い合わせ先》 三宅村役場村民課 ⑤0904